令和5年度

グリーン購入法 基本方針説明会資料

令和6(2024)年2・3月

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

〇この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に 基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

〇リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

資料 1

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

目 的 (第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境<u>負荷の少ない持続可能な社会の構築</u>
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

<u>「基本方針」の策定</u>(第6条) 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関 (第7条、第8条) (国会、裁判所、各省、独立行政法人等)

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表 環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請(第9条)

地方公共団体・地方独立行政法人 (第 10 条)

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民 (第5条)

物品購入等に際し、できる限り、 環境物品等を選択 (一般的**青**務)

情報の提供

製品メーカー等 (第12条)

製造する物品等についての適切な環境 情報の提供 環境ラベル等の情報提供団体 (第 13 条) 科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国(政府)

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供(第 14 条)
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討(附則第2項)

令和5年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課













本資料の内容

- 1. グリーン購入法の概要
- 2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について







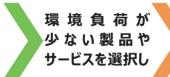
グリーン購入とは

- ①購入の必要性を十分に考え
- ②必要な場合は品質や価格だけでなくできるだけ環境への負荷の少ない製品やサービスを
- ③環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入

環境問題を消費者の適切な選択により解決することができる実践的な取組



必要性を 十分考え



環境負荷の 低減に努める 事業者から 優先的に購入

2



1. グリーン購入法の概要



目的(法第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務 (環境物品等)について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 〇 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等 への需要の 転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が 可 能 な 社 会 の 構 築

4

グリーン購入法の概要②



国及び独立行政法人等

責務、基本方針、 調達方針等

青務(法第3条)

- 🥏 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- ❷ グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - **⇒** 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定(法第6条) グリーン購入の推進に関する基本的事項等



- ◇重点的に調達を推進すべき環境 物品の種類(<u>特定調達品目</u>)
- ◇判断の基準及び基準を満たす物 品等(<u>特定調達物品等</u>)の調達 の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- → 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達 方針を定め・公表(法第7条)
- → 調達方針に基づき調達を推進
- → 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣 に通知(法第8条)



(取組が不十 分な場合) 環境大臣が 各大臣等に 必要な要請 (法第9条)



地方公共団体等

責務(法第4条) ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進(法第10条)

- → 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- → 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

青務 (法第5条) ●可能な限り環境物品等の選択に努める

グリーン購入法の概要4



調達に当たっての配慮(法第11条)

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やす ことのないよう配慮

情報の提供(法第12条、13条)

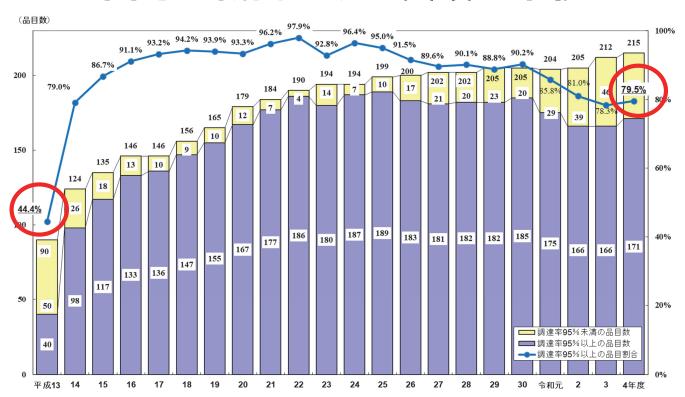
- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

情報の整理等(法第14条、附則2項)

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

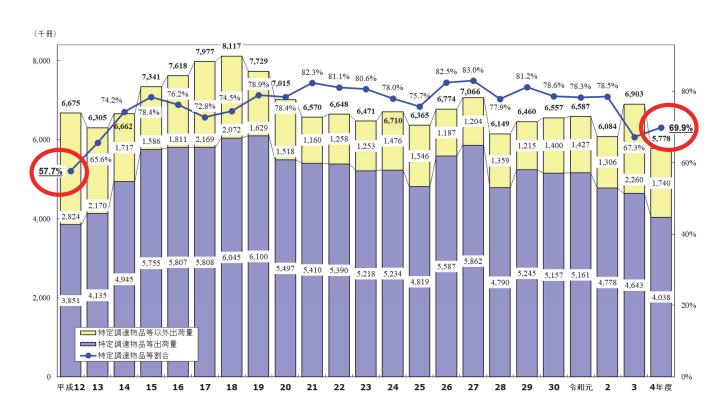


国等の機関の調達実績の推移



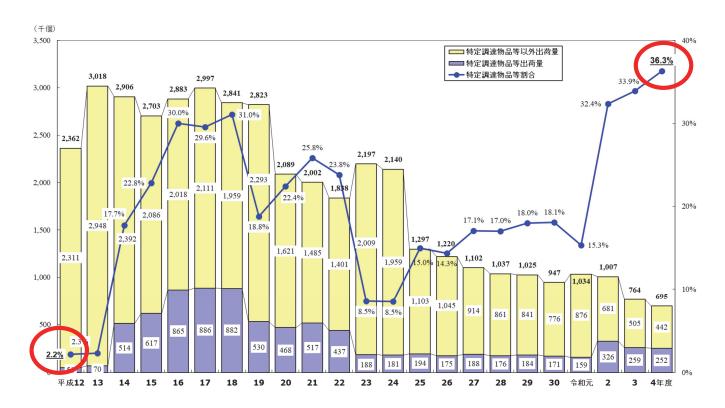
特定調達物品の国内販売量及び割合





プラスチック製バインダーの国内販売量及び特定調達物品の割合の推移





定規の国内出荷量及び特定調達物品の割合の推移

判断の基準と配慮事項



判断の基準

- - ⇒ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - → 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
 - → 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの
 - より高い環境性能を示すものとして

「基準値1」

○ 最低限満たすべきものとして

「基準値2」

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - ・ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項



判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等(グリーン購入法に適合する物品・サービス)であるための基準
基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達 物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ま しい事項

12

2段階の判断の基準の設定品目一覧 [令和6年度]



令和6年度における2段階の判断の基準の設定品目一覧

分 野	品目		閣議決定年月
画像機器等 (コピー機 等3品目)	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月(経過措 置により6年度から)
家電製品(電気冷蔵 庫等3品目)	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 令和4年2月強化
エアコンディショナー等	エアコンディショナー等業務用エアコンディショナー		令和元年2月設定 令和5年2月強化
照明	LED照明器具(投光器及び防犯灯を除く)	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ (乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」 のみに統一)	5	令和3年2月設定 令和4年2月強化
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
インテリア・寝装寝具 タイルカーペット		1	令和5年2月設定
設備 太陽熱利用システム		1	令和3年2月設定

カーボンニュートラルに向けて「基準値1」による率先的な調達を期待



2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

- ① 令和5年度における見直し品目一覧及び 概要等
- ② 令和5年度の主な見直しのポイント
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目



- ① 令和5年度における見直し品目一覧及 び概要等
- ② 令和5年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリント等に係る取組の促進に ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - d. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目



基本方針前文において以下の改定を実施

- **GX**推進戦略[※](令和**5**年**7**月)において示されたグリーン製品の市場拡大、イノベーション促進のための需要創出に向け、<u>グリーン購入</u> <u>法等において**GX**に資する見直し検討</u>(調達すべき製品に係る判断の 基準、算定方法等)に関する記載の追加等
 - ※ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定)
- 「カーボンフットプリント ガイドライン」の策定(令和5年5月)に伴う修正等※
 - ※ 基本方針の前文において同ガイドラインを明記するとともに、判断の基準又は配慮 事項として設定した品目が参照するカーボンフットプリント(物品等の定量的環境 情報の適切な算定・開示)の参照規格として該当するISOに加え、同ガイドライン を併記(当該品目の**備考**に追記)

16

令和5年度における見直し品目一覧及び概要①



分 野	品目	見直しの概要等
紙類	② 古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃 塗工されていない印刷用紙、 塗工されている印刷用紙 塗工されている印刷用紙 ② 管理木材パルプの重み付けを設定(古紙・森林) 伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したが 間の評価) ○ 総合評価値を70以上から80以上	
文具類	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)、ノート	○ 布粘着テープはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価(エコマーク認定基準との整合)○ ノートは塗工印刷用紙の判断の基準等の見直しに対応
西伯撒咒笑	コピー機、複合機、拡張性 のあるデジタルコピー機	○ カーボンフットプリントの算定等に係る基準値1の経過措置の終了
画像機器等	プロジェクタ※	○ 対象範囲の拡大(5,000lm以上の製品を対象に追加) ○ エコマーク認定基準の活用
オフィス機器等	シュレッダー*	○ 特定の化学物質の使用制限を判断の基準に格上げ(1年間の経過措置を設定)○ エコマーク認定基準の活用
	電子式卓上計算機	○ バイオマスプラスチックの使用を判断の基準に追加
家電製品	電気便座	○ 貯湯式及び瞬間式のエネルギー消費効率(年間消費電力量)に係る判断の基準を強化(1年間の経過措置を設定)

注: ※印はカーボンフットプリントの算定等を配慮事項に設定した品目。カーボンフットプリント等についてはスライド23枚目も参照

令和5年度における見直し品目一覧及び概要②



分 野	品目	検討状況・見直し内容等
	ヒートポンプ式電気給湯器※	○ 家庭用は2025年度目標のエネルギー消費効率を適用 ○ 業務用はエネルギー消費効率(年間加熱効率)の引き上げ
温水器等	ガス温水機器※	○ ガス温水機器はハイブリッド給湯器を対象に追加 ○ 2025年度目標のエネルギー消費効率に基づき基準を設定
	石油温水機器※	○ 2025年度目標のエネルギー消費効率に基づき基準を設定
	ガス調理機器※	_
照明	LEDを光源とした内照式表示灯※	○ カーボンフットプリント及びカーボン・オフセットを設定
力	乗用車	○ 2030年度燃費基準値の70%達成レベル(令和6年度)、 80%達成レベル(令和7年度)
自動車等	小型貨物車	○ 2022年度燃費基準値の90%達成レベル(令和6年度及び7 年度)
公共工事	断熱サッシ・ドア	○ 「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称 の変更に伴う配慮事項の変更
	自動水栓	○ 節水効果の向上を図るため判断の基準を見直し
	印刷	○ 印刷用紙(非塗工及び塗工)の見直しに対応
役務	食堂	○ 食器は可能な限り修繕・再生利用されることを配慮事項に 設定
	印刷機能等提供業務	○ コピー機等3品目のカーボンフットプリントの算定等に係る経過措置の終了に対応

注: ※印はカーボンフットプリントの算定等を配慮事項に設定した品目。カーボンフットプリント等についてはスライド23枚目も参照

タイプ [環境ラベル (エコマーク) の活用



18

- 令和5年度において判断の基準として環境ラベル(エコマーク)と同等の基準である旨を併記した品目はプロジェクタ及びシュレッダーの2品目
- これまでに環境ラベルの活用を行った分野又は品目は下表のとおり(**108品目**)

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ご み袋
令和4年2月	88	文具類(全85品目)、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等(全12品目)、電球形LEDランプ、消火器、 ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー



令和5年度における特定調達品目に係る判断の基準等の見直し等

23品目の判断の基準等の見直し



22分野287品目



- ① 令和5年度における見直し品目一覧及 び概要等
- ② 令和5年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリント等に係る取組の促進に ついて
 - **b.** 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - d. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

カーボンフットプリント等に係る取組の促進



- 令和5年度においても引き続き、カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向けて判断の基準等の設定を推進
 - 1. 対象品目の拡大(判断の基準等への設定)
 - ✓ カーボン・オフセットの取組の推進、J-クレジット活用による需要拡大等を図るためには、 その前提の要件として製品の定量的環境情報の開示(カーボンフットプリント、タイプ Ⅲ環境ラベル等)が必要
 - ✓ 見直し品目については、原則として**CFPの算定・開示を判断の基準又は配慮事項 に設定**するとともに、**対象品目を拡大**
 - 2. カーボンフットプリントガイドラインの策定を踏まえた対応
 - ✓ サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減の促進に向け、令和5年5月に策 定された「カーボンフットプリント (CFP) ガイドライン」を踏まえた対応の促進
 - ✓ 業界団体・関係省庁等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
 - ✓ CFPガイドラインの策定に伴うCFPの算定方法の記載の追加
 - 3. GX基本方針に掲げられたグリーン製品の新たな需要創出への対応
 - ✓ 基本方針の前文に**GX推進戦略**の閣議決定を受けた取組を記載
 - ✓ CFP、環境ラベルの活用等の更なる推進、製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与などの需要拡大に向けた方策について継続して検討

22

カーボンフットプリント等に係る取組の促進



CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント ^{注3}	カーボン・オフセット
文具類	配慮事項	_
オフィス家具等※	配慮事項	配慮事項
コピー機等3品目注3	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
プロジェクタ注1	配慮事項	_
シュレッダー ^{注1}	配慮事項	_
テレビジョン受信機※	配慮事項	_
電気便座	配慮事項	_
温水器等4品目注1注2	配慮事項	_
LED照明器具※	配慮事項	配慮事項
LEDを光源とした内照式表示灯 ^{注1}	配慮事項	配慮事項
電球形LEDランプ※	配慮事項	配慮事項
消火器※	配慮事項	_
タイルカーペット※	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
ニードルパンチカーペット※、 タフテッドカーペット※、織じゅうたん※	配慮事項	配慮事項

注1: 黄色背景・太字の品目が本年度の判断の基準等(配慮事項)への設定品目

注2:温水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3:コピー機等3品目の「基準値1」の経過措置は令和5年度末で終了。令和6年度より運用開始

注4:従前の基本方針(令和5年2月)の対象品目はCFPガイドラインの策定に伴う算定方法の記載を追加。なお、 算定方法の記載のみ変更した分野又は品目については見直し品目数に計上していない(※印)。

CFPに関連する基本方針の改定について



定量的環境情報の開示(CFP等)に関連する基本方針の改定

令和5年2月閣議決定の基本方針(前文)にサプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減の観点から、物品等の定量的環境情報の適切な算定・開示に係る記載を追加したところ。今般の改定において令和5年5月に策定されたガイドライン名を明記

【定量的環境情報に関連する該当箇所(抜粋)】

○ さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス 排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする(p.7)。

24

【参考】カーボンフットプリントガイドライン



カーボンフットプリント(CFP)ガイドライン(令和5年5月)

製品単位の温室効果ガス排出量算定を行う事業者等を対象に、**CFP算定の取組指針を示し、算定の取組を促すことを目指す**もの。ISO 14067:2018等の国際的な基準に整合しつつ、用途に応じたCFP算定に取り組む上で必要な対応や考え方、実施方法を解説。既存の基準では明確にされていない部分の取組方針についても示している。

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「基礎要件」と、「<u>比較されることが想定される場合</u>」 (公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合)の**追加的要件**を整理。
- 「基礎要件」については、他社製品との比較を前提としない場合には、**これに則ればISO等の国** 際基準に整合した算定等が行えるよう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「**比較されることが想定される場合**」については、**基礎要件に追加して満たすべき要件**を示すとともに、この場合に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を明示する。

CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例

基礎要件

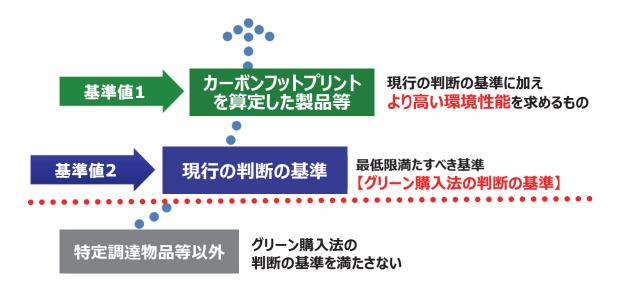
- 自社製品のCFPを算定することで、サブライチェーンの中で排出量の多いプロセスを特定し、削減計画を検討する。
- 取引先から、他社製品と比較しない前提でCFPを 求められるのに対応して、CFPを算定する。
- 求められるのに対応して、CFPを算定する。 ・他社製品とは比較できないという前提で自社製品 のCFPを算定して表示する。
- 比較されることが 想定される場合
- CFPを活用した公共調達
- CFPを活用した民間の調達

CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能となる。また、本ガイドラインが標準となることで、異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められるといった問題が一定程度解消されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記することで、業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進され、公共調達等にも活用されることが期待される。
- 優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドライン に明示することで、1次データの活用促進、ひいてはサプ ライチェーン全体での排出削減が促進されることが期待 される。

【参考】CFPに係る2段階の判断の基準について





- 【基準値1】カーボンフットプリントを算定した製品等
 - → より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準(基準値2)」 に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- ●【基準値2】現行の判断の基準
 - → 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

LEDを光源とした内照式表示灯①【p.119】



26

○ LEDを光源とした内照式表示灯について「カーボンフットプリントを算定した製品 等」及び「カーボン・オフセットされた製品等」を配慮事項として設定

品目	判断の基準等
LEDを光源とした 内照式表示灯	【判断の基準】 ① 定格寿命は30,000時間以上であること。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
	【配慮事項】
	① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル
	<u>における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相</u>
	<u>当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u>
	② <u>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品である</u>
	<u>こと。</u>
	③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされて いること。
	④ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
	⑤ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な
	限り使用されていること。
	⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。27



(前略)

- **備考)12** 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 - 13 LED照明器具に係る配慮事項②、LEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的 環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040及びISO 14044) 及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。
 - 14 LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライ フサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわた る温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項にお いて「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本 項において「オフセット」という。)製品をいう。
 - 15 <u>オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット (JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象</u>とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(後略)

他の品目の「カーボンフットプリントを算定した製品等」又は「カーボン・オフセットされた製品等」に関する備考の記載 内容は上記と同様のため以下では**省略**



- ① 令和5年度における見直し品目一覧及 び概要等
- ② 令和5年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリント等に係る取組の促進に ついて
 - **b.** 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - d. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

印刷用紙に係る判断の基準の見直しについて(1)



■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- → 印刷用紙はグリーン購入法施行時から特定調達品目であり、当初の古紙に係る判断の基準は「古紙配合率70%以上であること」
- → 平成18年2月に英国・グレーンイーグルズサミット(2005年7月)における違法伐採対策の推進に係る合意を受け、バージンパルプを原料として使用する場合の合法性の確認を判断の基準に設定
- → 平成22年2月に原料となるパルプの構成、白色度、塗工量等を指標項目とした総合評価指標を導入(前年の平成21年2月にコピー用紙に係る判断の基準に総合評価指標を先行導入)
- → 平成26年2月には古紙の定義等を検討した上で基本方針に明記したほか、総合評価指標において竹パルプを間伐材等パルプとして位置づける改定を実施
- → 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準 を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31 年3月22日及び令和4年12月14日付で「グリーン購入法基本方針における印刷 用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出
- → こうした状況を受け、令和4年度の特定調達品目検討会における議論を経て、 令和5年2月に令和7年度末までの時限措置として判断の基準を変更
- → 併せて、<u>令和5年度において特定調達品目検討会の下に印刷用紙専門委員会を</u> 設置し、判断の基準等の見直しの検討を実施することとされた

30

印刷用紙に係る判断の基準の見直しについて②



- → 印刷用紙は用途・目的等に対応(需要家の求める印刷物の仕様も多様)する ため、その種類は多岐に渡ることなどから、従前からグリーン購入法の判断 の基準を満たす製品の供給量(品種を含む)が必ずしも多くなかったこと
- → こうした中、古紙の需給環境の変化(印刷用紙の原料となる古紙の減少等) に伴い、グリーン購入法の適合品を供給する製紙メーカーが限定される状況 となったこと
 - ✓ 現行の判断の基準に古紙パルプ配合率の最低保証があることから、印刷 用紙の原料となる古紙の入手が困難なメーカーが受注生産に移行
 - ✓ 生産に当たっては一定のロット及び期間が必要となること等から、受注 生産の場合は需給の条件が整わない場合が多いこと
- → 環境配慮の視点からは、これまで紙については資源循環(古紙利用、リサイクル)が主流とされてきたが、近年はこれに加え、持続可能性や生物多様性に配慮することも重要
- → このため、グリーン購入法の判断の基準を満たす製品の更なる普及を図る (一定の供給量の確保も必要) 観点から、環境負荷低減効果を踏まえた適切 な指標項目等を検討することが必要

印刷用紙専門委員会において判断の基準等の見直しについて検討

印刷用紙に係る判断の基準等の見直し経緯等【概要】



			Ministry of the Environment
検討年度	背景等	考え方	対応・基準等
平成12年度	グリーン購入法制定 古紙の余剰	○ 資源循環、古紙の優先利用	○ 古紙配合率に係る判断の基準の採用 (従前の物品調達推奨リストを踏襲)
平成17年度	違法伐採対策の推進(2005 年グレーンイーグルズサミット)	○ バージンパルプに対する合法性 の確認による違法伐採対策	○ バージンパルプを使用する場合の合法性 の確認を判断の基準として設定
平成21年度	古紙パルプ配合率偽装問題の 発覚(平成20年1月) 前年にコピー用紙に係る判断の 基準に総合評価導入	○ 古紙を優先的に評価(古紙パルプ配合率60%以上) ○ 環境に配慮した一定のバージンパルプの使用を容認	○ 品目分類の変更(塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙)○ 原料パルプ(基本項目)及び白色度、塗工量等(加点項目)からなる総合評価指標・総合評価値の採用
平成25年度	コピー用紙を中心に輸入品増加 グリーン購入法における古紙等 の定義の明確化の要求	○ 古紙は市中回収古紙と産業 古紙(損紙を含まない)○ 竹パルプを間伐材と同等評価	グリーン購入法における古紙の定義及び 古紙パルプ配合率の定義を明確化○ 間伐材等パルプとして竹パルプを追加
平成31年度	古紙の需給環境変化(古紙の 調達困難)	○ 適合品以外からの柔軟な調達 を容認	○ 事務連絡の発出(判断の基準等の見直 しはない) ※ 令和4年度にも同様の事務連絡を発出
令和4年度	印刷用紙の生産及び古紙供給 の顕著な減少傾向が継続(短 期的にはコロナ禍の影響も) 適合品の供給量が減少	○ 適合品の入手が困難である印 刷業者のための緊急措置	○ 令和7年度末までの時限措置として暫定 的な判断の基準の採用(古紙パルプ配 合率の最低保証60%→40%以上、総 合評価値80→70以上へ引き下げ)
令和5年度	資源循環に加え、森林の持続可能性、生物多様性等を一層評価 製紙メーカーの木材原料の持続可能性を目指した取組を評価	○ 古紙、森林認証材、間伐材等を同等の環境価値として評価○ 管理木材パルプを指標項目に採用○ グリーン購入法適合品の供給量の増大(環境に配慮された印刷用紙の普及促進)	○ 古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃○ 管理木材パルプの重み付けを設定(古紙・森林認証材・間伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したパルプの中間の評価)○ 総合評価値の70以上から80以上へ

紙の品種分類について① 【印刷用紙 1/2】



			Ministry of the Environmen
品種			該当品種の説明
	上級印刷紙	印刷用紙A	白色度75%程度以上。汎用性に富み、書籍、教科書、ポスター、商業印刷、 一般印刷などに使用されるもの。
		その他の印刷用紙	書籍用紙、辞典用紙、地図用紙、クリーム書籍用紙などいずれもその目的に応じて製造された印刷用紙。
		筆記·画面用紙	ノート、便箋、帳簿などの使用に適するよう製造された筆記用紙及び製図、スケッチブックなどの使用に適するよう製造された図画用紙。
北谷丁印刷田紅	中級印刷紙	印刷用紙B	白色度75%程度以下。書籍、教科書、雑誌の本文、商業印刷、一般印刷 などに使用されるもの。
非塗工印刷用紙		印刷用紙C	白色度65%程度以下。雑誌の本文、電話番号簿本文などに使用されるもの。
		グラビア洋紙	雑誌などのグラビア印刷に使用されるもの。
	下級印刷紙	印刷用紙D	白色度55%前後。雑誌の本文などに使用されるもの。
	しが入しいいがり	特殊更紙	漫画誌の本文などに使用されるもの。
		インディアペーパー	極薄く不透明度の高い紙で、辞書、六法全書、バイブルなどに使用されるもの。
	薄葉印刷紙 その他薄葉印刷 紙		カーボン紙原紙、エアメールペーパー、転写用紙、タイプライター用などに使用されるもの。
微塗工印刷用紙			1㎡当たり両面で20g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は中質紙。雑誌の本文及びチラシ、カタログなどの商業印刷に使用されるもの。

資料:経済産業省「生産動態統計調査」 33

紙の品種分類について② 【印刷用紙 2/2】



品種			該当品種の説明
	アート紙		1㎡当たり両面で50g前後の塗料を塗布。高級美術書、雑誌の表紙、口絵、ポスター、カタログ、カレンダー、パンフレット、ラベルなどに使用されるもの。
コート紙	コート紙	上質⊐−ト紙	1㎡当たり両面で40g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は上質紙。高級美術書、雑誌の表紙、口絵、ポスター、カタログ、カレンダー、パンフレット、ラベルなどに使用されるもの。
		中質コート紙	1㎡当たり両面で40g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は中質紙。雑誌の本文、カラーページ、チラシなどに使用されるもの。
塗工印刷用紙	軽量コート紙		1㎡当たり両面で30g程度以下の塗料を塗布、使用原紙は上質紙。雑誌の本文、カラーページ、チラシなどに使用されるもの。
		キャストコート紙	キャストコーターで生産され、アート紙よりも強光沢の表面をもち、平滑性のすぐれた高級印刷用紙。高級美術書、雑誌の表紙などに使用されるもの。
	その他塗工 印刷用紙	エンボス紙	アート紙、コート紙、キャストコート紙などに、梨地、布目、絹目などのエンボス 仕上げした高級印刷用紙。カタログ、パンフレットなどに使用されるもの。
		その他塗工紙	アートポスト、ファンシーコーテッドペーパーなど。 絵はがき、 商品下げ札、 雑誌の表紙、 口絵、 グリーティングカード、 商業印刷、 高級包装などに使用されるもの。
色上質紙			染色した印刷用紙で、表紙、目次、見返し、プログラム、カタログ、健康保険証 などに使用されるもの。
75/15 HIGH HIAH	スの他特殊	郵便はがき用紙	通常はがき、年賀はがき、往復はがきなどに使用されるもの。
	その他特殊 日利用紙 その他特殊 日利用紙	その他特殊印刷 用紙	小切手、手形、証券、グリーティングカード、地図、製図 用紙、 <u>ファンシーペー</u> <u>パー</u> などの特殊用途に使われるもの。

資料:経済産業省「生産動態統計調査」 34

紙の品種分類について③ 【情報用紙、衛生用紙】



	品 種		該当品種の説明
		ノーカーボン原紙	ノーカーボンペーパーの原紙。
	複写原紙	裏カーボン原紙	裏カーボンペーパーの原紙。
		その他複写原紙	クリーンカーボンペーパーなどの複写用原紙。
	フォーム用紙		コンピュータのアウトプットに使用されるもの、NIPを含む。
	PPC用紙		普通紙複写機(PPC)に使用されるもの。
情報用紙	感熱紙原紙	ファクシミリやプリンターなどのアウトプットに使用され、熱によって文字、像などを発色する感熱紙の原紙。	
	情報記録紙	感光紙原紙	ジアゾ感光紙(青写真)の原紙。
	その他記録紙	感熱紙以外の静電記録紙原紙、熱転写紙、 <u>インクジェット紙</u> 、放電記録紙、計測記録用紙などアウトプットに使用されるもの。	
	その他情報用紙		統計機カード用紙、さん孔テープ用紙、OCR用紙、OMR用紙、MICR用紙、 磁気記録紙原紙など主としてコンピュータのインプットに使用されるもの。
	ティッシュペーパー		衛生用途などに使用され、通常2プライで連続取出しされるようになっているもの。
衛生用紙	トイレットペーパー		トイレで使用される紙でロール状にしたもの。
	タオル用紙		キッチンペーパー、手拭用途などに使用されるもの。
その他衛生用紙		紙	上記以外の衛生用紙、ちり紙、生理用品、京花紙、テーブルナプキン、おむつ 用紙など。

注 黄色背景・太字の品目(情報用紙のうちフォーム用紙及びコピー用紙(PPC用紙)、衛生用紙のうちティッシュペーパー及びトイレットペーパー)は特定調達品目

資料:経済産業省「生産動態統計調査」

印刷用紙に係る判断の基準【原料パルプ】



- 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを高く評価(重み付け1.0)
- 管理木材パルプの評価の重み付けを「0.75」、それ以外(x₅)を「0.5」
- 原料として使用できるパルプをx₁~x₅の5種類に限定【判断の基準②を設定】
- 総合評価値を「70以上」 から「80以上」に引き上げ

基準等	原料となるパルプの種類					
従前基準	古紙パルプ(x ₁)	森林認証材パルプ(X ₂)	間伐材等パルプ(x ₃)	-	その他の持続可能性を 目指したパルプ(x ₄)	
改定基準	古紙パルプ(x ₁)	森林認証材パルプ(x ₂)	間伐材等パルプ(x ₃)	<u>管理木材パルプ(x4)</u>	その他の持続可能性を 目指したパルプ <u>(x</u> 5)	

【従前基準】総合評価値= $(x_1-10)+x_2+x_3+0.5x_4+$ 加点 $(40 \le x_1 \le 100)$

	古紙パルプ(x ₁)	森林認証材 パルプ (x ₂)	間伐材等 パルプ (x ₃)	その他持続 可能性パル プ(x ₄)	+	白色度・ 塗工量等	≧	<u>70</u>
0%	6 40%	以上		100)%	0~15点		

【改定基準】総合評価値= $x_1+x_2+x_3+0.75x_4+0.5x_5+$ 加点

	古紙パルプ (x ₁)	森林認証材 パルプ (x ₂)	間伐材等 パルプ (x ₃)	管埋木材 パルプ (x ₄)	その他持続 可能性パル プ(x ₅)	+	白色度・ 塗工量等	<u>80</u>		
0	%				100)%	0~15点		36	

印刷用紙に係る判断の基準【加点項目の考え方】



白色度の考え方について

- 古紙パルプの最低保証をなくしバージンパルプのみの配合を認めることから白色度※に係る加点の内容の見直しが必要
 - ※ JIS P 8148に定めるISO白色度(拡散青色光反射率)によって求められる紙の白さの程度であって、生産時の製品ロットごとの管理標準値(±3%の範囲は許容)
 - <u>古紙パルプ配合率とバージンパルプ配合率から白色度の基準値</u>を設定し、基準値と実際の白色度の比較により**0~15点加算**

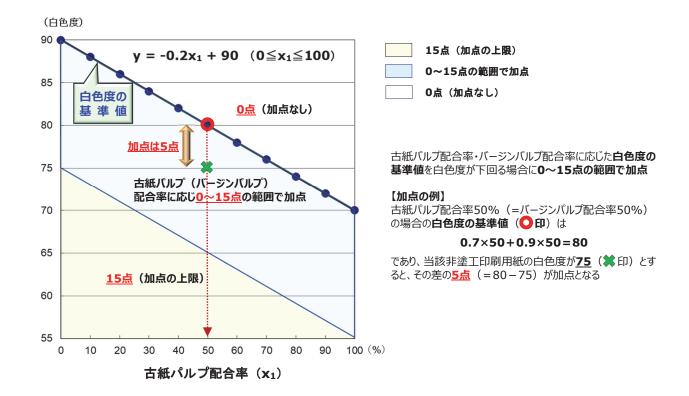
白色度の基準値= 0.7 × x₁ + 0.9 × ∑x_{2~5}

塗工量の考え方について

- 塗工紙の種類(コート紙、軽量コート紙、微塗工印刷用紙)による塗工量の加点の考え方は変更なし
 - <u>塗工紙の種類に応じた加点設定</u>とし、**0~15点加算** 上限は従来どおり両面で30g/㎡(軽量コート紙)以下

印刷用紙については**用途・目的等を踏まえ適切な白色度や塗工量の 用紙を選択・使用**することが重要





印刷用紙に係る判断の基準【加点項目の算定式】



38

【塗工されていない印刷用紙】

從前基準: y4 = -x5(白色度) + 75 (60≦x5≦75, x5 <60→x5=60, x5>75→x5=75)

←75%以下の白色度に対して**その差を加点**

改定基準: $y_4 = -x_6$ (白色度) $+ x_7$ (白色度の基準値)

 $x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times \sum x_{2\sim 5}$

 $(x_6 - 15 \le x_6 \le x_7, x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, x_6 > x_7 \rightarrow x_6 = x_7)$

←古紙パルプ配合率とバージンパルプ配合率から**白色度の基準値**を算出し、 算出された基準値に対してその差を加点

※ 古紙パルプ配合率100%の場合70%, バージンパルプ配合率100%の場合90%

【塗工されている印刷用紙】

現行基準: y₅ = -0.5x₈(塗工量) + 20

 $(0 < x_8 \le 10 \rightarrow x_8 = 10, 10 < x_8 \le 20 \rightarrow x_8 = 20,$ $20 < x_8 \le 30 \rightarrow x_8 = 30, x_8 > 30 \rightarrow x_7 = 40)$

←微塗工紙のうち、より少ない塗工量のものは15点、それ以外は10点、

軽量コート紙(A3) は5点、コート紙(A2)及びアート紙(A1)は0点

用 紙塗工量	微塗工(小)	微塗工(大)	軽量コート紙(A3)	コート紙(A2)	アート紙(A1)
	0~10g/㎡	10~20g/㎡	20~30g/㎡	30~40g/㎡	40g/㎡~
加点	15	10	5	0	0

印刷用紙に係る判断の基準【総合評価値以外】



総合評価値以外の判断の基準は、以下のとおり

- 判断の基準② 原料として使用できるパルプを限定【新規】
 - 古紙の利用促進、持続可能な森林経営の推進、森林保全・森林吸収源の確保 等の観点から原料として使用できるパルプを限定
 - ✓ 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指したパルプの5種類のみが使用可能
- 判断の基準③ パルプの原料となる原木の合法性の確認【従前】
 - → 違法伐採対策としてバージンパルプの原料となる原木の合法性の確認が必要✓ 端材、林地残材・小径木等の再生資源を原料とするものは適用除外
- 判断の基準④ 製品の総合評価値及び内訳が確認できること【従前】
 - 製品の総合評価値及び内訳(指標項目ごとの指標値又は加算値、評価値) がWebサイト等で容易に確認できることが必要
- 判断の基準⑤ リサイクルしにくい加工の禁止【従前】
 - 使用済みとなった紙製印刷物の適切なリサイクルを推進する観点から、リサイクルし にくい加工が施されていないことが必要

40

印刷用紙① [p.13]



- 原料として使用可能なパルプの評価(下記の5種類のパルプに限定) 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプ > 管理木材パルプ > その他持続可能性パルプ
- │○ 総合評価値を70以上から80以上に引き上げ

品目	判断の基準等
塗工されていな い印刷用紙	【 判断の基準 】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。
塗工されている 印刷用紙	ア. <u>塗工されていないもの</u> にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を <mark>備考6</mark> の算定式により総合的に評価した 総合評価値 が80以上であること。
	イ. <u>塗工されているもの</u> にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した 総合評価値が 80以上であること。
	② <u>古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。</u>



品目	判断の基準等
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	【判断の基準】 ③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージン
	パルプには適用しない。 ④ 製品の <u>総合評価値及びその内訳</u> (指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑤ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。
	 【配慮事項】 1 総合評価値がより高いものであること。 ② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③ バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び
	廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

42

印刷用紙③



備考)

- 1 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。
- 2 「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ<u>(以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。)」とは、次のいずれかをいう(森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。)</u>。
 - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 3 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 4 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、 <u>管理木材パルプ配合率、</u>その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量 をいう。
- 5 「総合評価値」とは備考6に示されるY1又はY2の値をいう。 「指標値」とは、備考6に示されるX1,X2,X3,X4,X5の指標項目ごとの値を、「加算値」と は、備考6に示されるX6,X8の指標項目ごとの値をいう。 「評価値」とは、備考6のY1,Y2,Y3,Y4,Y5について示される式により算出された数値又は 定められた数値をいう。



備考) 6

【算定式については前記のスライド36~39を参照】

7~10

(中 略)

1.1 令和4年度における印刷用紙に係る判断の基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和7年度末までの時限措置とし、令和7年度まで製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。なお、令和4年2月25日閣議決定の基本方針で適用していた、見直し前の判断の基準は以下のとおり。

判断の基準①で求める備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

 $y1 = x1 - 10 (60 \le x1 \le 100)$

 $y2 = x2 + x3 (0 \le x2 + x3 \le 40)$

 $y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \le x4 \le 40)$

44

【参考】指標項目(原料パルプ)の取扱い



指標 項目	原料パルプ	重み付け	第三者認証	自己適合宣言	クレジット適用 ^{注3}
X 1	古紙パルプ	1.0	_	0	×
X ₂	森林認証材パルプ	1.0	0	×	0
X 3	間伐材等パルプ	1.0	_	トレーサビリティ ^{注 1}	0
X 4	管理木材パルプ	0.75	○注2	×	0
X 5	その他の持続可能性 を目指したパルプ	0.5	_	0	×

〇:必要又は運用可能 - :任意 ×:不可

注1:間伐材等パルプのトレーサビリティ確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月)」に準拠するものとする。

注2:管理木材パルプの原料となる木材は、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であることを 第三者認証機関によって検証されていること。

注3:森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプのクレジット方式については、環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

【参考】グリーン購入法基本方針における印刷用紙 の取扱いについて(令和5年12月22日付)



この度、グリーン購入法基本方針の変更について令和5年12月22日に閣議決定され、印刷用紙については、令和5年11月30日付環政経発第2311301号環境省大臣官房環境経済課通知(以下「令和5年11月30日付通知」という。)により周知させていただいたとおり、新しい判断の基準等に変更となりましたので、改めて周知させていただきます。

印刷用紙について、新しい判断の基準等に適合する製品については各製紙メーカーのウェブサイトで、当該製品を一覧にとりまとめた資料については一般社団法人日本印刷産業連合会及び全日本印刷工業組合連合会のウェブサイトで、それぞれ公表される予定です。環境省グリーン購入法ポータルサイトにおいて、これらウェブサイトへのリンクを掲載しますので、印刷用紙の調達及び印刷役務の発注に当たっては、以下のURLを御参照下さい。

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html

加えて、令和5年11月30日付通知により周知させていただいたとおり、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、代替品の納入を認める取扱いを今後も継続します。

この取扱いを示した令和4年12月14日関係省庁等連絡会議決定の文書を別紙のとおり改めて送付しますので、引き続きこの取扱いに沿った適切な運用をお願いします。

今回の変更により十分な印刷用紙の供給量が確保できる見込みですが、万が一、印刷用紙の調達及び印刷役務の発注に支障が生じた場合は、以下のお問い合わせ先まで御連絡下さい。 併せて、経済産業省及び上記関係団体内に印刷用紙の供給に係る印刷事業者向けの相談窓口が今般新たに設置されましたので、御参考までに周知させていただきます。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/2023printing_greenconsult.html

46

【別紙】グリーン購入法基本方針における印刷用紙 の取扱いについて(令和4年12月14日付)



令 和 4 年 12 月 14日 グ リ ー ン 購 入 法 関係省庁等連絡会議決定

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の 推進に関する基本方針」に基づき国及び独立行政法人等(以下「国等」という)に て作成した調達方針に沿って実施することを原則としている。昨今、国内の古紙需給 環境の急激な変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙(以下、 「特定調達物品」という)の入手が困難な状況にある。この状況に鑑み、印刷用紙

「特定調達物品」という)の入手が困難な状況にある。この状況に鑑み、印刷用紙の調達において特定調達物品の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、代替品の納入を認めることとする。また、契約を行った後に、特定調達物品の納入が難しいことが確認できた場合も、同様の取扱いをすることとする。

あわせて、前記対応を行った場合は、経緯を整理するなど国等にて必要な措置を 講ずるものとし、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要において、古紙需給 環境の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付するものとする。

【参考】グリーン購入法.netにおける情報提供



印刷用紙に係る情報提供について

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 環境と経済 > グリーン購入法について

印刷用紙に係る情報提供について

令和5年12月22日付で「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が閣議決定されたことを受けて、グリーン購入法の新たな判断の基 準を満たす印刷用紙についての各種情報を掲載します。

新しい判断の基準に適合する製品については各製紙メーカーのウェブサイト、並びに、当該製品を一覧にとりまとめた資料については一般社団法人日 本印刷産業連会及び全日本印刷工業組合連合会のウェブサイトで、それぞれ公表しております。環境省グリーン購入法ポータルサイトにおいて、これら ウェブサイトへのリンクを掲載しますので、印刷用紙の調達及び印刷役務の発注に当たっては、以下のURL を御参照下さい。

また、印刷用紙の供給に支障が生じた場合に備え、経済産業省及び関係団体内に相談窓口を設置しましたので併せてお知らせします。

判断の基準を満たす製品について(各製紙メーカーのウェブサイト)

王子製紙株式会社(トップページ)

王子製紙株式会社(判断の基準を満たす製品)

日本製紙グループ

大王製紙株式会社(トップページ)

大王製紙株式会社(判断の基準を満たす製品)

北越コーポレーション株式会社(トップページ)

三菱製紙株式会社

丸住製紙株式会社

中越パルプ工業株式会社

判断の基準を満たす製品について(一覧)

グリーン購入法適合品一覧(日本印刷産業連合会HP)

グリーン購入法適合品一覧(全日本印刷工業組合連合会HP)

相談窓口

グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙の供給に支障が生じた場合には、各連合会、組合に所属されている方は所属の連合会、組合の相 談窓口へ、その他の方は経済産業省相談窓口へお問合せください。詳細は以下のURLを御参照下さい。

印刷用紙の供給に係る相談窓口(経済産業省HP)



48

- 令和5年度における見直し品目一覧及 び概要等
- 令和5年度の主な見直しのポイント
 - カーボンフットプリント等に係る取組の促進に a. ついて
 - 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- その他の判断の基準等の見直し品目

温水器等4品目に係る判断の基準等の見直し



■ ヒートポンプ式電気給湯器

- → ヒートポンプ式電気給湯器は平成16年2月から特定調達品目に追加。平成20年2月に従前の「電気給湯器」から、現在の名称へ品目名の修正を行うとともに、判断の基準として冷媒へのHFCの不使用を追加
- → 平成26年2月には家庭用ヒートポンプ式電気給湯器について省エネ法トップランナー基準の設定に伴い、判断の基準を成績係数(COP)から現行のエネルギー消費効率へ見直し
- → 平成31年2月には業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数(COP)から年間加熱効率へ見直し
- → 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器は、省エネ法トップランナー基準の見直しが令和3年5月に行われ、2025年度を目標年度とする新たな基準が設定
- 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器については市場への供給状況等を確認の上、 2025年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準を適用
- **業務用ヒートポンプ式電気給湯器**についてはエネルギー消費効率(年間加熱 効率)の引き上げ
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

50

ヒートポンプ式電気給湯器 [p.109]



ヒートポンプ式電気給湯器に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
ヒートポンプ式電 気給湯器	【判断の基準】 ① 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、表2に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。 ③ 冷媒にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】
	1 略 2 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 3~6 略

温水器等4品目に係る判断の基準等の見直し



■ ガス温水機器及び石油温水機器

- → ガス温水機器及び石油温水機器については平成16年2月から特定調達品目に 追加。令和2年2月まで軽微な内容以外の判断の基準等の見直しは未実施
- → 令和2年2月に潜熱回収型温水機器に係る判断の基準を設定(エネルギー消費 効率90以上)し、基準の強化を図ったところ
- → ガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準が令和3年4月に施行されたところ
- → さらに、高効率ガス温水機器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つのユニットを組み合わせた「ハイブリッド給湯器」が上市されているところ
- ガス温水機器及び石油温水機器については市場への供給状況及び2025年度 を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準の達成状況に基づき新たな 判断の基準を設定(令和6年度においても引き続き検討を継続)
 - ▶ 潜熱回収型温水機器は原則90%以上(ただしガス温水機器の瞬間湯沸器の強制通 気式、ガスふろがま、石油温水機器の給湯用のものはトップランナー基準で可)
 - ◆ 従来型の温水機器については市場への供給状況等を踏まえ達成レベルを設定
- ガス温水機器については省CO₂・省エネルギー効果の高い<u>ハイブリッド給湯</u>器を新たに対象に追加
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

52

ガス温水機器に係る判断の基準



潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準

×	分	判断の基準【エネルギー消費効率】	
用途	通気方式		
ガフ呼用には出い	自然通気式	90%以上	
ガス瞬間湯沸器	強制通気式	トップランナー基準の 達成	
ガスふろがま		トップランナー基準の 達成	
ガス暖房機器		90%以上	

従来型ガス温水機器に係る判断の基準及びトップランナー基準達成レベル

区分		判断の基準【エネルギー消費効率】	
用途	通気方式	(トップランナー基準達成レベル)	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	トップランナー基準の 達成	
刀人啊目 <i>/</i> 勿/炸砧	強制通気式	トップランナー基準の 93/100 (93%)	
ガスふろがま		トップランナー基準の 86/100 (86%)	
ガス暖房機器		トップランナー基準の 91/100 (91%)	



潜熱回収型石油温水機器に係る判断の基準

	区分		 判断の基準【エネルギー消費効率】	
用途		加熱方式	刊町の冬年「エネルヤー府員刈平」	
	公田+川	瞬間形	トップランナー基準の 達成	
公司田のたの	浴用なし	貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 達成	
給湯用のもの	×п+ 6	瞬間形	トップランナー基準の 達成	
浴用あり 		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 達成	
暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	90%以上	

従来型石油温水機器に係る判断の基準及びトップランナー基準達成レベル

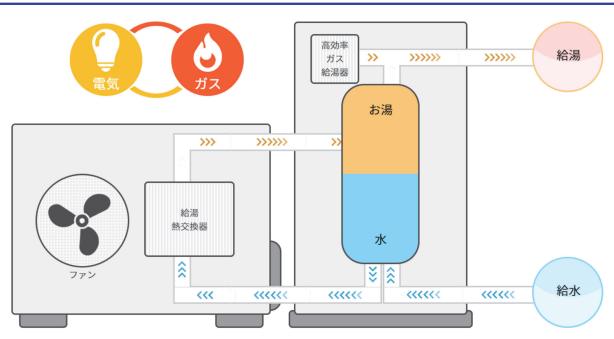
	区分		判断の基準【エネルギー消費効率】		
		加熱方式	(トップランナー基準	達成レベル)	
	公田+川	瞬間形	トップランナー基準の95/100	(95%)	
給湯用のもの	浴用なし	貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の90/100	(90%)	
和 湯用のもの	公田もり	瞬間形	トップランナー基準の95/100	(95%)	
	浴用あり	貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の90/100	(90%)	
暖房用のもの	•	貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の95/100	(95%)	

54

【参考】ハイブリッド給湯器



- ハイブリッド給湯機は高効率ガス給湯器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つ のユニットを組み合わせた構造
- 年間1次エネルギー消費量は従来型ガス給湯器に比べ45%削減



ヒートポンプユニット内部

貯湯タンクユニット内部

資料: (一社) 日本ガス石油機器工業会 55



ガス温水機器に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
ガス温水機器	【判断の基準】 ① 潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90%以上であること。ただし、ガス瞬間湯沸器のうち強制通気式のもの及びガスふろがまにあっては、表に示された算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ② 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(以下「ハイブリッド給湯器」という。)にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。 3 上記①及び②以外のガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア・ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。 イ・ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、基準エネルギー消費効率に93/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ウ・ガスふろがまにあっては、基準エネルギー消費効率に86/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 エ・ガス暖房機器にあっては、基準エネルギー消費効率に91/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。

ガス温水機器②



56

ガス温水機器に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
ガス温水機器	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルに おける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量 に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略

備考) 1 【略】

2 <u>ハイブリッド給湯器の年間給湯効率は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」(JGKAS A705)による。</u>

3~4 【略】



石油温水機器に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
石油温水機器	【判断の基準】 ① 潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90%以上であること。ただし、給湯用のものにあっては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ② 潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア. 給湯用のもののうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に90/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ウ. 暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に90/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。

58

石油温水機器②



石油温水機器に係る判断の基準等

品目	判断の基準等	
石油温水機器	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルに おける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量 に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略	

温水器等4品目に係る判断の基準等の見直し



■ ガス調理機器

- → ガス調理機器については平成16年2月から特定調達品目に追加
- → 平成17年2月に対象範囲に係る軽微な見直しを行い、平成19年2月のグリル部、平成20年2月にオーブン部に係る判断の基準を設定して以降、判断の基準等の見直しを実施していない
 - → 省エネ法のトップランナー基準の目標年度はこんろ部が平成18 (2006) 年度、グリル部及びオーブン部が平成20 (2008) 年度
- カーボンフットプリントを算定した製品を**配慮事項**として追加

60

ガス調理機器 [p.116]



ガス調理機器に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
ガス調理機器	 【判断の基準】 ① こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③ オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略



- ① 令和5年度における見直し品目一覧及 び概要等
- ② 令和5年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリント等に係る取組の促進に ついて
 - b. 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - d. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

62

自動車に係る判断の基準等の見直し



■ 自動車6品目

- ◆ 自動車については令和3年度に我が国の2050年カーボンニュートラル宣言、 2030年度の46%削減目標を受けて、関連する制度・計画等の改定が行われ、 自動車については早期の電動化に係る方針や目標等が設定された
- → グリーン購入法においても自動車の電動化に向けた計画・目標、税制改正大綱のエコカー減税の燃費基準値等を踏まえ、判断の基準等の見直しを実施
- → 令和4年12月に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」においてエコカー減税が見直され、燃費基準値が段階的に強化されることとなった
- → フロン排出抑制法に基づく指定製品である乗用車用エアコンの冷媒に係る GWPの目標値(150)が目標年度(2023年度)を迎えたところ
- 令和5年度以降のエコカー減税の見直し内容(燃費基準値)と整合を図ることとし、以下のとおり燃費基準値を見直し
 - ◆ 乗用車及び小型貨物車については令和6年度から見直し(7年度も見直し予定)
 - ▶ バス等、トラック等及びトラクタの重量車については令和7年度から見直し予定
 - ▶ 小型バスについては次年度において市場への供給状況等を踏まえ改めて検討
- 乗用車用エアコン冷媒に係るGWPの目標値に係る判断の基準を設定
 - ▶ ただし、令和8年度末までの経過措置を設定(モデルチェンジのタイミングで切り替えることから、一部の電動車等及び福祉対応車両等に影響が及ぶ)

自動車に係る判断の基準の見直しの概要



白動声の種類	自動車の種類	令和6年度からの燃費 ^{※1} に係る判断の基準		① 現行の燃費基準値 ^{※2} ② 令和6年度の燃費基準値 ^{※2}
	日到中の性類	基準値1	基準値 2	③ 令和7年度の燃費基準値(案)※2
乗	用車※3	電動車等**4 併せてハイブリッド自動車の場合は <u>一定の燃費性能</u> を別途求める		 令和12 (2030) 年度燃費基準値の60% 達成レベル※5 ② 令和12 (2030) 年度燃費基準値の70% 達成レベル※5 ③ 令和12 (2030) 年度燃費基準値の80% 達成レベル※5
小	型パス ^{※6}	電動車等	次世代自動車 ^{※7} 又は <u>一定</u> の <u>燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27 (2015) 年度燃費基準値 ② 同上 (据え置き) ③は改めて検討
小	型貨物車※8	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の</u> <u>燃費性能</u> を満たす車両	 ① 平成27 (2015) 年度燃費基準値の±5% 超過達成レベル (軽貨物車・中量貨物車) 又は±15%超過達成レベル (軽量貨物 車) ② 令和4 (2022) 年度燃費基準値の90%達成レベル ③は②と同じ
重量車	パス等 ^{※9} トラック等 ^{※10} トラクタ ^{※11}	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の</u> <u>燃費性能</u> を満たす車両	 ① 平成27 (2015) 年度燃費基準値の+5% 超過達成レベル ② 同上(据え置き) ③ 令和7 (2025) 年度燃費基準値の95%達成レベル

※1:ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については従前(令和5年2月)の基準のとおり

※2:①は現行(令和5年度)の燃費に係る判断の基準、②は令和6年度の、③は令和7年度からの燃費に係る判断の基準(案)

※3:乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※4:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※5: 令和2(2020) 年度燃費基準値を達成しているものに限る ※6: 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車

※7:電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車 ※8:車両総重量3.5t以下の貨物自動車

※9:乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車 ※10:車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車を除く。)

※11:車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車に限る。)

64

自動車の燃費に係る判断の基準の新旧比較



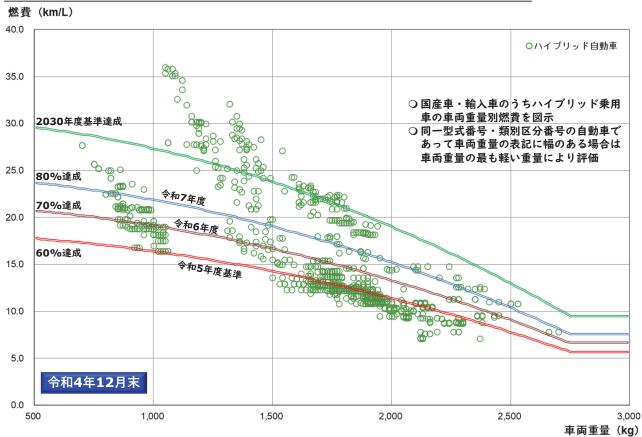
車 種	令和5年度の判断の基準
乗用車	電動車等(ハイブルド自動車の場合は表1、表2及び備考12(2030年度基準 60%達成 レベル))
小型バス	基準値1:電動車等 基準値2: <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準 等(2015年度基準)を満たすもの
小型貨物車	基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 等(2015年度基準+5%~ +15%)を満たすもの
バス等	基準値1:電動車等 基準値2: <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準 (2015年度基準 +5%)を満たす もの
トラック等	基準値1:電動車等 基準値2: <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準 (2015年度基準 +5%)を満たす もの
トラクタ	基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 (2015年度基準 +5%)を満たす もの

令和6年度の判断の基準 電動車等(ハイブリッド自動車の場合は表1、表 2及び備考12(2030年度基準70%達成レベ ル)) 基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 等(同左)を満たすもの(据え置 き) 基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 等(2022年度基準**90%達成**レベ <u>ル</u>) を満たすもの 基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 (同左)を満たすもの(据え置き) 基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 (同左)を満たすもの(据え置き) 基準値1:電動車等 基準値2:次世代自動車又は一定の燃費基準 (同左) を満たすもの (**据え置き**)

注:令和7年度からの燃費基準値については、必要に応じ、市場への供給状況を踏まえ検討

HV乗用車の車両重量別燃費(WLTCモード)





資料:国土交通省「自動車燃費一覧」(令和5年3月)より作成 66

乗用車及び小型貨物車① [p.125]



乗用車及び小型貨物車に係る判断の基準等

	dui Net a del Media
品目	判断の基準等
乗用車	【判断の基準】
	① 乗用車にあっては、 <u>次の要件を満たすこと。</u>
小型バス	ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、こ
	れに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLP
小型貨物車	ガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表2に示
	された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、 <u>備考12に示され</u>
バス等	<u>た算定式により算定された燃費基準値</u> を下回らないこと。
	イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数
トラック等	<u>は150以下であること。</u>
	② 小型バスにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。
トラクタ	ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された
	区分の排出ガス基準に適合すること。
	ア. 電動車等であること。
	イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を
	満たすこと。



乗用車及び小型貨物車に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
乗用車	【判断の基準】
小型バス	③ 小型貨物車にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
小型貨物車	ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表 4-1及
バス等	<u>び表4-2に示された区分の燃費基準値</u> を満たすこと。
トラック等	④ バス等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を
トラクタ	満たすこと。 ⑤ トラック等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。
	ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を 満たすこと。
	⑥ トラクタにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を 満たすこと。

68

乗用車及び小型貨物車③



乗用車及び小型貨物車に係る判断の基準等

品目	判断の基準等	
乗用車	【配慮事項】	
小型バス	① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150以下であること。	
小型貨物車	② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫	
バス等	がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための 設計上の工夫がなされていること。	
トラック等	③ 再生材が可能な限り使用されていること。	
トラクタ	④ バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。	



乗用車及び小型貨物車に係る判断の基準等

(前 略)

備考) 1 2 乗用車に係る燃費基準値(WLTCモード燃費値)の算定方法は、次式による。なお、次式において係数α及び係数βを乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

 $FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times a \times \beta \quad (M < 2,759 \text{kg})$

 $FE=9.5 \times a \times \beta$ $(M \ge 2,759 \text{kg})$

FE: 燃費基準値(km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M:車両重量(kg)

a : 燃費基準達成率であって0.7

β : 燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

13 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

14~20 (中略)

2 1 判断の基準①イについては、令和9年3月末まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用しない。

70



- ① 令和5年度における見直し品目一覧及 び概要等
- ② 令和5年度の主な見直しのポイント
 - a. カーボンフットプリント等に係る取組の促進に ついて
 - **b.** 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
 - c. 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しに ついて
 - d. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

判断の基準等の見直し分野・品目一覧



分 野	品目		
紙類 (2)	塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙		
文具類(2)	<u> 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)</u> 、ノート ^{注3}		
画像機器等(4)	<u>コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プロジェクタ</u>		
オフィス機器等(2)	シュレッダー、電子式卓上計算機		
家電製品(1)	電気便座		
温水器等(4)	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器		
照明(1)	LEDを光源とした内照式表示灯		
自動車等(2)	乗用車、小型貨物車		
公共工事(2)	断熱サッシ・ドア ^{注4} 、 <u>自動水栓</u>		
役務(3)	印刷 ^{注3} 、 <u>食堂</u> 、印刷機能等提供業務 ^{注5}		

注1:分野の()内の数字は見直し品目数

注2:次のページから<u>青字・下線</u>の品目について記載、それ以外の品目は見直しポイントで既述、もしくは 注3~5に記載のとおり

注3:ノート及び印刷(役務)は印刷用紙に係る判断の基準等の見直しへの対応であり、以下では判断の 基準等について特記していない

注4:断熱サッシ・ドアは法律名の変更に伴うものであり、以下では判断の基準等について特記していない 注5:印刷機能等提供業務はコピー機等3品目の基準値1に係る経過措置の終了に伴うものであり、以下では 判断の基準等について特記していない

72

文具類に係る判断の基準等の見直し



■ 文具類

- → 令和4年度においてプラスチック製クロステープを対象として明確化(布粘着テープに含む)したところであるが、再生材料配合率の算定から除くこととしているラミネート層においても再生材料を配合した製品が上市
- → また、文具類に係る共通の判断の基準として「大部分の材料が金属類(金属類が製品全体重量の95%以上)」に関する新たな基準を設定したところ(大部分の材料が金属類である品目については1年間の経過措置を設定)
- **布粘着テープ**についてはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価できるよう再生材料配合率の算定において「ラミネート層を除く<u>ことができる</u>」ことに見直し
 - ⇒ ラミネート層に再生材料を使用している場合は再生材料の配合率に含めることができる(エコマーク認定基準に整合)
- 大部分の材料が金属類である品目に設定していた経過措置を終了
- ┛ ノートについては塗工印刷用紙に係る判断の基準等の見直しに伴うもの
- カーボンフットプリントガイドラインの策定に伴う算定方法を追記



文具類共通の判断の基準等

品目	判断の基準等	
文具類共通	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の 材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパル プが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①~③ 略 ④ 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、す べての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよ う製品の設計がなされていること。 イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただ し、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要 な部品を除く。 ⑤ 略	

74

布粘着テープ [p.21]



布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
布粘着テープ (プラスチック 製クロステープ を含む。)	【判断の基準】 ● テープ基材 (ラミネート層を除くことができる。) については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

文具類の調達に当たって参考となる「グリーン購入法<文具類>の手引」は以下の一般社団法人全日本文具協会のホームページに掲載

http://www.zenbunkyo.jp/green/pdf/green_2024.pdf



- **コピー機等3品目**について2段階の判断の基準の<u>基準値1</u>(カーボンフットプリントを算定した製品)に係る**経過措置の終了**
 - → 令和6年度から**基準値1**(共通事項①~⑤を満たすこと)を適用

品目	判断の基準等
コピー機	【判断の基準】 <共通事項>
複合機	○ <u>基準値 1 は、次の①から⑤の要件</u> を、基準値 2 は、次の②から⑤の要件を それぞれ満たすこと。
拡張性のあるデ ジタルコピー機	① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑤ 略
	<個別事項> ①及び② 略 【配慮事項】 ①~⑦ 略

76

プロジェクタに係る判断の基準等の見直し



■ プロジェクタ

- → プロジェクタは平成23年2月に特定調達品目として追加
- → 平成25年2月に待機時消費電力の見直し、水銀ランプの回収に係る判断の基準等について改定を行うなど適時見直しを実施
- → 平成30年2月にはLEDを光源とした製品の普及促進の観点から、固体光源の 製品について製品本体重量及び消費電力に係る判断の基準の見直しを実施
- → 令和元年2月には製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の 基準の強化、固体光源(LED、レーザー等)に係る判断の基準の見直し等を 実施
- プロジェクタの対象に有効光束<u>5,000lm以上</u>を加え対象範囲を拡大
 - → 講堂などの広い場所等にプロジェクタを設置する場合も対象
- 新たな判断の基準(OR基準)として<u>エコマーク認定基準(商品類型</u> No.145)を活用(エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること)
 - ▶ グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加(選択容易性の向上)
- カーボンフットプリントを算定した製品を**配慮事項**として追加



プロジェクタに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
プロジェクタ	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと。 ア. 製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 イ及びウ 略 エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。オ及びエ 略 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①~③ 略 ④ 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤~① 略

тш 1

Ministry of the Environment

プロジェクタ②

プロジェクタに係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。
 - 2 【略】
 - 3 製品本体の重量の基準の算定方法は、<u>有効光束に応じて</u>次式による。

製品本体重量の基準 (kg) =0.0012×Φ×α×β <u>(Φ<**5,000**)</u>

製品本体重量の基準 (kg) =0.0030×Φ×α×β (Φ≧5,000)

- Φ:有効光束 (lm)
- a: 超短焦点プロジェクタの場合は1.5、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0
- β: 固体光源の場合は2.0、それ以外の場合は1.0

4~10

(中略)

1 1 <u>判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が</u> 運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.145「プロジェクタ Version2」に係る認 定基準をいう。

(後略)

78

シュレッダーに係る判断の基準等の見直し



■ シュレッダー

- → シュレッダーは平成16年2月より特定調達品目として追加
- → 当初はモータの出力能力別に待機時消費電力に係る判断の基準を設定
- → 平成27年度の見直しにおいて欧州の待機時消費電力基準(ErP Lot6)に対応するよう、待機時消費電力基準の強化、出荷時における低電力モード又はオフモードへの移行時間を配慮事項から判断の基準へ格上げ
- 特定の化学物質の使用制限について配慮事項から判断の基準へ格上げ
 - ▶ 令和6年度1年間の経過措置を設定
- 新たな判断の基準 (**OR基準**) として<u>エコマーク認定基準(商品類型</u> <u>No.161) を活用</u> (エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものである こと)
 - **▶ グリーン購入の裾野の拡大**を図るため選択肢として追加(**選択容易性の向上**)
- カーボンフットプリントを算定した製品を**配慮事項**として追加

80

シュレッダー① [p.79]



シュレッダーに係る判断の基準等

品目	判断の基準等
シュレッダー	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと。
	【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②~⑦ 略



シュレッダーに係る判断の基準等

(前略)

備考) 4 <u>判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が</u> <u>運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.161「シュレッダー Version1」に係る認</u> 定基準をいう。

5~9 (中略)

10 判断の基準①ウについては、令和6年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、当該項目に係る判断の基準は適用しない。

82

電子式卓上計算機 [p.85]



○ **電子式卓上計算機**について「環境負荷低減効果が確認された<u>バイオマスプラスチックの使用</u>」を新たに判断の基準として追加

品目	判断の基準等	
電子式卓上計算機	【判断の基準】 ① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又は バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	
	【配慮事項】 ② 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	

(前 略)

- 備考)3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
 - 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

(後略)

電気便座に係る判断の基準等の見直し



■ 電気便座

- ◆ 電気便座は令和4年度の見直しにおいて、暖房機能のみを有するものを対象から除外したほか、カーボンフットプリントが算定された製品であることを配慮事項に設定したところ
- ◆ 他方、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化については令和5年度に おいて継続検討とされたところ
- **貯湯式及び瞬間式**の電気便座について市場における供給状況を確認の上、<u>工</u> ネルギー消費効率を強化
 - ▶ 令和6年度1年間の経過措置を設定

電気便座に係る基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)

区	分	基準エネルギー消費効率(kWh)
温水洗浄便座	貯湯式(貯湯タンク有り)	172
(洗浄機能有り)	貯湯式(貯湯タンク無し)	87

84

電気便座 [p.98]



電気便座に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
電気便座	【判断の基準】 ○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
	【配 慮事項 】 ①~⑤ 略

(前 略)

備考)5 <u>判断の基準については、令和6年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、</u> 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月24日閣議決定)の電気便座に係 る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

自動水栓に係る判断の基準等の見直し



■ 自動水栓【公共工事】

- → 公共工事の節水器具としての自動水栓は平成14年2月から特定調達品目に追加されたところであるが、定量的な判断の基準は設定されず、以降の期間においても判断の基準等の見直しは未実施
- → 令和3年度において物品の「節水器具」に係る見直し検討を行い、節水型の機器について対象範囲、判断の基準等を整理(品目名称「節水機器」から「節水器具」)。新たに自動水栓、節湯水栓等を加えた「給水栓」を追加
- 水使用量の削減、節水・節湯を通じた省エネルギーに寄与することから、公共工事の自動水栓においても、物品の自動水栓と同じ判断の基準を設定
 - ▶ トイレの洗面用または手洗用の自動水栓が対象

自動水栓に係る判断の基準等の概要

自動水栓の種類	判断の基準等の概要
自己発電機構付	ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。止水までの時間は2秒以内 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧で吐水流量が5L/分以上 ウ. 単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する
AC100Vタイプ・乾電池式	ア及びイの要件は自動水栓(自己発電機構付)と同じ

86

自動水栓①【p.207】



自動水栓(公共工事)に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
自動水栓	【判断の基準】 ① 自動水栓(自己発電機構付)にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。 また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ② 自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。



自動水栓(公共工事)に係る判断の基準等

- 備考) 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。
 - 2 <u>吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</u>
 - 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。
 - 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
 - 5~6 【略】

88

食堂【p.223】



○ **食堂(役務)**で使用する食器について「<u>可能な限り修繕又は再生利用されること</u>」 を配慮事項として設定

品目	判断の基準等
食堂	【判断の基準】 ①~⑨ 略 【配慮事項】 ①~⑥ 略 ⑦ 食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。 ⑧及び⑨ 略



- グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの参考とするため、毎年度、特定 調達品目に関する提案募集を実施しています。
- 令和6年度は、温室効果ガス排出削減(CFP等の定量的環境情報の開示 や カーボン・オフセットされた製品・サービス等を含む)やプラスチックの資源循環に特 に資すると考えられる提案とともに、2段階の判断の基準(基準値1,2)等の 更なる活用方策に係る提案について、積極的に募集します。
- 提案募集の時期は、<u>令和6年5月頃</u>を予定していますので、環境物品等の製造・ 販売等を行う事業者等の皆様からのご提案をお待ちしています。
 - 特定調達品目の追加及びその判断の基準の提案

 - ※提案募集は、「物品・役務」「公共工事」の分野に分けてそれぞれ実施
 - ※基準値1とは、より高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
 - → 令和5年度の提案募集の募集要項等は、下記URLからご覧いただけます。 https://www.env.go.jp/press/press 01517.html (物品・役務) https://www.env.go.jp/press/press 01521.html (公共工事)
 - → 令和6年度の提案募集については、提案募集開始時に環境省他より報道発表するとともに、環境省のグリーン購入法に関する下記サイトにも掲載いたします。
 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html

国等の機関向け事務連絡



調達方針の策定、調達実績のとりまとめについて

- 国等の各機関においては、調達方針の策定、調達実績のとりまとめについて、下記のスケジュールにてご対応をお願いします。
- 電子化の観点から、関係省庁等間のやり取りについては、公文への捺印を省略するとともに、原則として電子データでの授受となります。
- 公文書のひな型、手続きについては、別途メールにてご連絡します。

事務手続きスケジュール

時期	手続き等
令和6年3月末まで	令和6年度調達方針の作成(各機関)
令和6年4月19日(金)まで	令和6年度調達方針に関する環境省への連絡 (担当者及び公表URLの通知)
令和6年6月28日(金)まで	令和5年度調達実績の公表・環境省への報告

☞ 国等の機関向け事務手続、調達実績の集計フォーマット等は、グリーン購入法.net の「参考資料」のサイトに掲載しています。

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html

特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧

:判断の基準等変更品目

分	野		特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)		
		品目数	品目名称	追加·削除 品目数	品目名称等		
前		文			*GX推進戦略への対応、カーボンフットプリント ガイドライン の名称の追記等		
1 紙		類 7	コピー用紙				
			フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	1			
			全工されていない印刷用紙 金工されていない 印刷用紙		*総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し(古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。白色度は、古紙パルプとバージンパルプの配合率に応じた基準値に基づき最大15点を加点する変更。 *配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。		
			塗工されている印刷用紙		*総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し(古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。) *配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。		
			トイレットペーパー ティッシュペーパー				
2 文	具	類 85			*大部分の材料が金属類の製品に係る経過措置の終了		
			シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印館 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド クリップケース はさみ マグネット(エ) マグネット(エ) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウェットタイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナーフ カカティングマット デスクマット		*ラミネート層の扱いについて修正		

分 野	特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)		
	品目数	品目名称	追加·削除 品目数	品目名称等	
3 オフィス家具等		のHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(瀬粉のり)(補充用を含む。) のり(同形) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) にい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 類縁 アープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(れ上用) 名札(れ上用) 名札(れ上用) 名札(初別用が) がは がすった。ボトルフボード型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 無板 無板 ボワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド		*塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う変更	
4 画像機器等		コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ		*判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了 *判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了 *判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了 *エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 *対象範囲の拡大(5,000ルーメン以上の製品を追加) *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加等	
→ 电丁司异傚守	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	- - - -		

分 野		特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)
	品目数	品目名称	追加·削除 品目数	品目名称等
6 オフィス機器等	5	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池		*エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 *特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加 *バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
7 移動電話等	3	携帯電話 PHS スマートフォン		
8 家 電 製 品	6	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ		*エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、 1年間の経過措置を設定
9 エアコンディ ショナー等	4	家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ		
10 温 水 器 等	4	ヒートポンプ式電気給湯器ガス温水機器		*エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加 *エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 *ハイブリッド給湯器を対象に追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		石油温水機器がス調理機器		*エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
11 照 明	3			本 印度 事 場に「 足里 PJ 塚 境 旧 報 が 開 か ご 1 に し い る こ こ] で 戸 加
		LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯		*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
12 自 動 車 等	8	電球形LEDランプ 乗用車		*燃費基準値の変更(ハイブリッド自動車は2030年度基準70%達成レベルへ引き上げ) *カーエアコン冷媒に係る配慮事項(GWP150以下)を判断の基準に格上げするとともに、2026年度(令和8年度)末までの経過措置を設定
		小型バス小型貨物車バス等トラック等トラクタ乗用車用タイヤ2サイクルエンジン油		*燃費基準値の変更(2022年度基準90%達成レベルへ引き 上げ)
13 消 火 器 14 制服·作業服等	1	消火器 制服 作業服 帽子 靴		

分 野		特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)
	品目数	品目名称	追加·削除 品目数	品目名称等
15 インテリア· 寝 装 寝 具	11	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム		
16 作 業 手 袋	1	マットレス作業手袋		
17 そ の 他 繊維製品	7	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		
18 設 備	11	大場光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日時調整フィルム 低放射フィルム テレワーク用ライセンス Web会議システム		
19 災害備蓄用品		(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池) 災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源		
20 公 共 工 事	70	公共工事 <資材> 建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等 間伐材 高炉セメント フライアッシュセメント エコセメント 透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料(重防食) 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率が水 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品) バークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) LED道路照明		

分 野	特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)		
	品目数	品目名称	追加·削除 品目数	品目名称等	
	品目数	用生プラスチック製中央分離帯プロックセラミックタイル 断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング パーティクルボード 繊維版 木質系セメント板 木材・プラスチック再生複合材製品 ビニル系床材 断熱材 照明制御システム 変圧器 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 大便器 再生材料を使用した型枠 合板型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 (低騒音型建設機械 (エ法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上表層再生工法 路上表層和工法 に減型リイルセメント柱列壁工法 く目的物> 排水性舗装	担用を開放しています。	#「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項を見直し *工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し	
21 (0. 7/2	20	透水性舗装 屋上緑化			
21 役 務		省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務		*印刷用紙の判断の基準等の見直しに伴う変更 *食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加 *コピー機等の定量的環境情報開示に係る経過措置の終了に 伴う変更	
- ZZ C 07 及 寸	'	プラスチック製ごみ袋			
品目数	287		0	【22分野287品目】	